

研修コース承認登録一時停止・取消規程

1. 適用

本規程は、環境マネジメントシステム審査員評価登録センター（以下、「CEAR」という。）が承認登録した、環境マネジメントシステム審査員研修コース（以下、「研修コース」という。）の承認登録の一時停止及び取消しについて規定する。

2. 関連文書

- TE1100 環境マネジメントシステム審査員研修コース承認基準
- TE1200 環境マネジメントシステム審査員研修コース承認手順
- QD190 異議申立て及び苦情処理規程

3. 承認登録の一時停止及び取消し

3.1 承認登録の一時停止及び申請受理の停止

当該研修機関から承認登録有効期限内の承認登録の一時停止及び申請受理の停止の申し出があった場合は、申し出に従って停止する。

また、次の 1)～8)号の場合、CEAR 所長は判定委員会に諮問し、判定委員会が必要と認めた場合は、環境マネジメントシステム審査員研修コース承認審査員（以下、「承認審査員」という。）を指名し、その疑義を調査する。調査の結果に基づき、その行為が申請受理の停止又は承認登録の一時停止とすることが妥当と判定委員会が判定した場合は、期間を定めて停止する。

この場合、当該研修機関は文書又は判定委員会の場等、判定委員会の指定する方法で弁明の機会が与えられるものとする。

- 1)CEAR の承認の手順に定められたサーベイランス、更新審査、再審査において、CEAR の承認基準に適合していないと判定された場合
- 2)CEAR への通知・報告義務を怠り、若しくは虚偽の通知又は報告をした場合
- 3)CEAR の規程に基づく立入りを拒み、妨げ、又は忌避し、若しくは CEAR の規程による質問に対して、正当な理由がなく陳述せず、又は虚偽の陳述をした場合
- 4)料金の支払いが請求後 6 か月を超えて滞った場合
- 5)承認された地位又はマークの意図的な誤使用をした場合
- 6)第三者適合性評価制度に対する市場の信用を失墜させると CEAR が判断した場合
- 7)上記以外で、CEAR の承認の手順に定められた機関の義務に違反した場合
- 8)当該研修機関に対する苦情が CEAR に寄せられ、一時停止に相当すると判定された場合

3.2 承認登録の取消

また、前 3.1 項 1)～8)号の条件に該当し、かつ、CEAR が要求した期間内に修正、及び/又は不適合の除去、及び是正処置が有効に実行されなかった場合、判定委員会に諮問し判定委員会の判定結果に基づき当該研修コースの承認範囲の一部又は全部を取消す。この場合、当該研修機関は文書又は判定委員会の場等、判定委員会が指定する方法で弁明の機会が与えられるものとする。

4. 承認登録の一時停止、取消機関の承認登録証の処置

承認登録一時停止処分及び取消処分が決定した研修機関は、CEAR の要求に基づき、速やかに承認登録証を CEAR へ返却しなければならない。

5. 承認登録の再取得

5.1 承認登録一時停止の回復

承認登録一時停止の回復は次の手続による。

- 1) CEAR が要求した期間内に修正、及び/又は不適合の除去、及び是正処置が有効に実行された場合
- 2) 判定委員会の定める承認登録停止期間が経過した場合

5.2 承認登録取消しの回復

承認登録取消しの回復は次の手続による。

- 1) 前 3.2 項に掲げる理由により承認登録を取消された研修機関は、承認等登録取消判定の日から 3 年間は承認登録の再申請はできない。
- 2) 承認登録取消判定日から 3 年経過後、承認登録の再取得を希望する場合は、初回申請を行うことができる。

6. 承認登録一時停止・取消しの通知及び公表

- 1) 承認登録一時停止又は取消処分があった場合、その処分の決定した日から 5 営業日以内に当該研修機関へ、その処分について文書にて通知する。
- 2) 承認登録一時停止及び取消しの公表はホームページで行う。承認登録の取消しについては、ホームページの承認登録リストから直ちに削除し、削除した旨を記載する。また、承認登録の一時停止については承認登録リストに一時停止中の旨を記載する。

以上